

# うみかぜ法律事務所 報酬基準

(令和6年4月1日改訂)

\*本基準は通常の場合を前提としており、事件の内容、難易等に応じて増減額することがあります。

\*表中の金額は、特に注記のない限り消費税込（10%）です。

\*審級または手続の段階が移行したときは別事件とします。また、反訴事件は、原則として別事件とします。

\*経済的利益の算定が不能な事件は、原則として経済的利益800万円とし、事件の内容、難易、依頼者の得る利益等を考慮して定めます。

\*事件処理の結果、実際の回収が見込めない事件についても、原則として債務名義や合意により定められた金額を経済的利益としますが、回収が見込めないことを考慮して減額することがあります。

\*事件内容により、着手金及び報酬金ではなく、時間制報酬方式（1時間ごとに2万7500円以上）を定めることがあります。

\*着手金の最低額は、特に注記のない限り11万円です。

事 件 等		報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額
法 律 相 談		法律相談料	30分ごとに5500円。
民 事 ・ 家 事 事 件	1 通常訴訟事件、調停事件、労働審判事件、民事保全事件（審尋があるもの）、証拠保全事件、ADR事件で、4に該当しないもの	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8.8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5.5%+9万9000円 3000万円を超え3億円以下の場合 3.3%+75万9000円 3億円を超える場合 2.2%+405万9000円 ※着手金の最低額は、訴訟は22万円、その他は16万5000円。
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 17.6% 300万円を超え3000万円以下の場合 11%+19万8000円 3000万円を超え3億円以下の場合 6.6%+151万8000円 3億円を超える場合 4.4%+811万8000円 ※報酬金の最低額は22万円。
	2 民事執行事件、仮差押事件、民事保全事件（審尋がないもの）	着 手 金 報 酬 金	1に定める額の2分の1とする。
	3 示談交渉事件	着 手 金 報 酬 金	原則として1に定める額と同額とするが、内容や難易により3分の2まで減額することがある。
件	4 3から1への移行の加算、1の手続の間での移行の加算、上訴審移行の加算	着 手 金	1に定める額の2分の1とする。
		報 酬 金	1に定める額により、加算無し。

	5 境界紛争事件、建物明渡事件、その他不動産事件	着手金 報酬金	示談交渉・調停・訴訟いずれも着手金・報酬金各 33 万円。示談交渉から調停・調停から訴訟への移行は着手金 11 万円、示談交渉から訴訟、上訴審への移行は着手金 16 万 5000 円をそれぞれ追加する。建物明渡事件のみ、強制執行への移行の追加着手金は無し。
	6 離婚事件・離縁事件	着手金	示談交渉・調停は 22 万円、訴訟は 33 万円。 離婚以外の親権、養育費、財産分与、婚姻費用、面会交流が問題となる事件は一律 11 万円追加。慰謝料は 1 または 3 に定める額を追加。離婚交渉から調停、離婚調停から訴訟の追加着手金は 11 万円。上訴審移行の追加着手金は 16 万 5000 円。
		報酬金	示談交渉・調停は 22 万円、訴訟は 33 万円。 養育費・婚姻費用・慰謝料・財産分与については 1 または 3 に定める額を追加。ただし、養育費及び婚姻費用は一括支払額に 2 年分の額を加えた額を経済的利益の標準とする。
	7 遺産分割事件	着手金 報酬金	1 に定める額。ただし、相続人間に争いが無い部分の経済的利益は、1 に定める額の 3 分の 1 を標準とする。 抗告審移行の場合の追加着手金は 1 に定める額の 2 分の 1。
	8 相続放棄申述事件	着手金	内容や難易に応じ、11 万円以上。
		報酬金	無し。
9 家事審判事件 (成年後見、財産管理申立等で紛争性がないもの)	着手金	16 万 5000 円。抗告審移行の場合の追加着手金は 11 万円。	
	報酬金	経済的利益が発生する場合には 1 に定める額による。その他の場合は無し。	
10 家事調停事件、審判事件(紛争性があるもの)	着手金 報酬金	着手金・報酬金各 22 万円以上。経済的利益が発生する場合の報酬金は 1 に定める額を追加。手続移行または抗告審移行の場合の追加着手金は 11 万円。	
負債整理事件	1 非事業者の任意整理	着手金	1 社当たり 3 万 3000 円。ヤミ金事件は 1 社当たり 1 万 6500 円。
		報酬金	過払金返還を受けた場合は返還額の 20%+税。その他は無し。
	2 事業者の任意整理・私的整理	着手金	債権者数、負債額、難易等に応じ、33 万円以上。
		報酬金	過払金返還を受けた場合は返還額の 20%+税。その他は無し。
	3 破産事件及び経営者保証ガイドライン事件	着手金	債権者数、負債額、難易等に応じ、それぞれ次に掲げる額。 (1) 事業者または法人の自己破産・経営者保証ガイドライン 55 万円以上 (2) 個人(非事業者)の自己破産 33 万円以上 (3) 自己破産以外の破産 110 万円以上
		報酬金	無し。
	4 民事再生事件	着手金	債権者数、負債額、難易等に応じ、それぞれ次に掲げる額。 (1) 事業者の民事再生 110 万円以上 (2) 個人民事再生 33 万円以上
		報酬金	無し。

	5 特別清算事件	着 手 金	債権者数、負債額、難易等に応じ、110 万円以上。	
		報 酬 金	無し。	
	6 会社更生事件	着 手 金	債権者数、負債額、難易等に応じ、220 万円以上。	
		報 酬 金	無し。	
刑 事 事 件 ・ 少 年 事 件	1 起訴前及び起訴後の事案簡明で事実に争いのない刑事事件・少年事件	着 手 金	22 万円から 44 万円。起訴前（家裁送致前）から受任して起訴（家裁送致）された場合及び上訴審移行の場合の追加着手金はそれぞれ 11 万円。	
		報 酬 金	不起訴または求略式命令の場合 22 万円以上 44 万円以下 刑の執行猶予（審判不開始・不処分・保護観察処分）を得た場合 22 万円以上 44 万円以下 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額。 身体拘束から解放された場合 11 万円を加算する。	
	2 起訴前及び起訴後の 1 以外の事件（3 に該当しないもの）	着 手 金	44 万円以上。起訴前（家裁送致前）から受任して起訴（家裁送致）された場合及び上訴審移行の場合の追加着手金はそれぞれ 22 万円。	
		報 酬 金	無罪（非行事実なし）の場合 55 万円以上 不起訴（不送致）または求略式命令の場合 33 万円以上 刑の執行猶予（審判不開始・不処分・保護観察処分）を得た場合 33 万円以上 検察官上訴が棄却された場合 33 万円以上 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額。 身体拘束から解放された場合 11 万円を加算する。	
	3 裁判員裁判事件及び重大事件	着 手 金	110 万円以上。起訴前（家裁送致前）から受任して起訴（家裁送致）された場合、及び上訴審移行の場合の追加着手金はそれぞれ 33 万円。	
		報 酬 金	無罪（非行事実なし）の場合 110 万円以上 不起訴（不送致）または求略式命令の場合 82 万 5000 円以上 刑の執行猶予（審判不開始・不処分・保護観察処分）を得た場合 55 万円以上 検察官上訴が棄却された場合 110 万円以上 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額。 身体拘束から解放された場合 16 万 5000 円を加算する。	
	4 刑事告訴・告発	着 手 金	着手金・報酬金各 22 万円以上。	
		報 酬 金		
	行 政 事 件	1 不服申立・仮の差し止め・仮の義務付け	着 手 金 報 酬 金	着手金・報酬金各 22 万円以上。
		2 行政訴訟	着 手 金 報 酬 金	着手金・報酬金各 33 万円以上。手続移行または上訴審移行の場合には着手金 16 万 5000 円を追加する。

文 書 作 成 等	1 契約書類、遺言書、これらに準ずる書類の作成手数料	定 型	経済的利益の額が 1000万円未満の場合 6万6000円～16万5000円 1000万円以上1億円未満の場合 16万5000円～44万円 1億円以上の場合 44万円以上	
		非 定 型	経済的利益の額が 300万円未満の場合 16万5000円 300万円以上3000万円未満の場合 1.1%+7万7000円 3000万円以上3億円未満の場合 0.33%+30万8000円 3億円以上の場合 0.11%+96万8000円	
		公正証書にする場合		上記の手数料に4万4000円を加算する。
	2 単純な請求書・回答書等の作成手数料（交渉を一切伴わない場合）	弁護士名の表示なし	基 本	1万6500円～4万4000円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者と弁護士の協議により定める額。
弁護士名の表示あり		基 本	4万4000円～6万6000円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者と弁護士の協議により定める額。	
顧 問 料	事業者の顧問料		月額5万5000円以上。	
	非事業者の顧問料		月額1万6500円以上。	
旅費・日当	石巻市（旧石巻市、河南町、河北町）、東松島市（旧矢本町） *但し、石巻市内の裁判所、検察庁、法務局及び拘置支所並びに石巻警察署への移動の場合は、旅費・日当は請求しない。		5500円（旅費込）	
	石巻市（旧雄勝町、牡鹿町、北上町、桃生町）、東松島市（旧鳴瀬町）、女川町		8800円（旅費込）	
	登米市、松島町、涌谷町、美里町		1万1000円（旅費込）	
	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、大崎市、栗原市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、七ヶ浜町、利府町、加美町、色麻町、気仙沼市、南三陸町		1万6500円（旅費込）	
	白石市、角田市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、蔵王町、七ヶ宿町		2万2000円（旅費込）	
	宮城県以外		3万3000円+旅費等の実費	
実 費 等	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、予納金、その他委任事務処理に要する実費等は、依頼者が負担する。弁護士は、予め依頼者より概算払を受けることができる。			